

宮津市公報

令和8年3月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

条 例

- 1 宮津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例…………… 1

告 示

- 3 宮津市議会定例会の招集…………… 1
4 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（里波見自治会）…………… 1
5 宮津市公印（市長印）の電子印の作成…………… 1
6 宮津市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 2
7 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更（長江自治会）…………… 2
8 宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱…………… 3
9 戸籍謄抄本等手数料に係る指定納付受託者の指定…………… 3

公 告

- 5 宮津市森林整備計画の縦覧…………… 3
6 農用地利用集積等促進計画の縦覧…………… 4
7 公募型プロポーザルの実施…………… 4

水 道 企 業

《告 示》

- 3 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動…………… 11
4 宮津市指定給水装置工事事業者の指定の更新…………… 11

教 育 委 員 会

《告 示》

- 2 宮津市教育委員会定例会の招集…………… 11
3 宮津市教育委員会臨時会の招集…………… 12
4 宮津市教育委員会臨時会の招集…………… 12

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 17 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の時刻の繰り上げ…………… 12

農 業 委 員 会

《告 示》

- 2 宮津市農業委員会定例会の招集…………… 12

条 例

宮津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 2 月 24 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市条例第 1 号

宮津市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮津市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「月額10,000円」を「月額15,000円」に改める。

別表に次のように加える。

事務費	会派が行う活動に必要な消耗品等の購入、通信等に要する経費
-----	------------------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

宮津市告示第 3 号

令和 8 年第 1 回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 17 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- | | | | |
|---|---|---|-----------------|
| 1 | 期 | 日 | 令和 8 年 2 月 24 日 |
| 2 | 場 | 所 | 宮津市議会議事堂 |

* * *

宮津市告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第11項の規定により、平成17年 7 月 1 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 17 日

宮津市長 城 崎 雅 文

- | | | |
|---|----------------|-----------------|
| 1 | 地縁による団体名 | 里波見自治会 |
| 2 | 変更があった事項及びその内容 | |
| | 代表者に関する事項 | |
| | 住所 | < 省 略 > |
| | 氏名 | 筒 川 晃 次 |
| 3 | 変更年月日 | 令和 8 年 2 月 11 日 |
| 4 | 変更の理由 | 団体役員の改選による。 |

* * *

宮津市告示第 5 号

宮津市公印のうち市長印の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第 7 条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 2 月 19 日

宮津市長 城 崎 雅 文

印 影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<省 略>	市長印 市長名をもって発する文書 (こども誰でも通園制度における対象こども 認定証)	令和 8 年 3 月 1 日

* * *

宮津市告示第 6 号

宮津市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市移住支援事業補助金交付要綱（令和 5 年告示第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 18 号」の次に「。以下「規則」という。」を加える。

第 2 条第 6 号に次のように加える。

ウ 移住先でテレワークにより勤務することとし、かつ、週 20 時間以上のテレワークを実施すること。

第 2 条に次の 1 号を加える。

(8) 関係人口移住 本市に転入時点で 49 歳以下の者であって、本市において継続して地域の担い手活動又は地域課題の解決その他地域の活性化等に積極的に取り組むものの転入をいう。

第 3 条第 1 号エに次のただし書を加える。

ただし、市と京都府が担い手の確保が困難で、かつ、必要性や緊急性が高いと認める業種の事業所への就業を除く。

第 3 条第 4 号イ中「京都府の」を「京都府が」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 関係人口移住を行った者であって、次のいずれにも該当するものとする。

ア 第 1 号イ、ウ及びカの要件のいずれにも該当する者

イ 宮津市内において農林水産業（市長が別に定める基準を満たすものに限る。）に就業した者
第 9 条を第 10 条とし、第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

(移住者の定着の確認)

第 8 条 市長は、移住者の定着の確認のため、補助金の交付を受けた者の就業の継続及び転出の確認を年 1 回以上実施するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市移住支援事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入をした者については、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第 7 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 15 年 11 月 28 日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 2 月 26 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 地縁による団体名 長江自治会

2 変更があった事項及びその内容

代表者に関する事項

住所 < 省 略 >

氏名 小 薮 啓 二

3 変更年月日 令和 8 年 2 月 24 日

4 変更の理由 団体役員の改選による。

* * *

宮津市告示第 8 号

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱（平成 11 年告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「120,000 円」を「150,000 円」に、「90,000 円」を「120,000 円」に、「300,000 円」を「330,000 円」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

* * *

宮津市告示第 9 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 2 日から契約期間満了の日まで、次の者を指定納付受託者として指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 3 月 2 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称 株式会社 NTT データ

住所又は事務所の所在地 東京都江東区豊洲 3 丁目 3 番 3 号

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

戸籍謄抄本等手数料、住民票等手数料、身分証明等手数料、住民税関係証明書手数料、納税関係証明書手数料、固定資産税関係証明書手数料、犬の登録手数料、水道開閉栓手数料

公 告

宮津市公告第 5 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により宮津市森林整備計画を作成したので、同条第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を下記のとおり縦覧に供する。

なお、宮津市森林整備計画の案については、縦覧期間満了の日までに宮津市長に、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和 8 年 2 月 2 日

宮津市長 城 崎 雅 文

記

1 縦覧の期間

令和 8 年 2 月 2 日から令和 8 年 3 月 3 日まで

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

* * *

宮津市公告第 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、一般社団法人京都府農業会議から申請があった農用地利用集積等促進計画について、同条第 5 項の規定により認可したので、同条第 7 項の規定により公告し、当該計画を次のとおり縦覧に供します。

令和 8 年 2 月 4 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 申請書番号

令和 8 年 1 月 22 日付け 7 京農会世第 5100 号

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館 1 階）

* * *

宮津市公告第 7 号

宮津市庁舎移転集約に関する執務環境整備及び移転支援業務等の受注候補者を公募型プロポーザルによって選定するに当たり、次のとおり公告します。

令和 8 年 2 月 5 日

宮津市長 城 崎 雅 文

1. 業務概要

- (1) 業務名 宮津市庁舎移転集約に関する執務環境整備及び移転支援業務等
- (2) 業務内容 別に定める「宮津市庁舎移転集約に関する執務環境整備及び移転支援業務等委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 委託上限額 20,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 宮津市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 本プロポーザルに係る公告の日から候補者の選定の日までの期間に、宮津市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

3. 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1
宮津市総務部総務課情報推進係
電話 0772-45-1602 FAX 0772-25-1691
電子メールアドレス soumu@city.miyazu.kyoto.jp

(2) 募集要項等の配布

ア 配布期間：令和8年2月5日（木）から令和8年2月24日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 配布場所及び受付場所

4の(1)の担当部署で配布するほか、宮津市ホームページからダウンロードできる。

(<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/1/28845.html>)

(3) 応募書類の提出期間、提出場所及び提出方法

ア 提出期間：令和8年2月18日（水）から令和8年2月24日（火）まで
※令和8年2月24日の午後5時以降に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：4の(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参（平日の午前9時から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

4. 質疑・回答

(1) 受付期間：令和8年2月5日（木）から令和8年2月13日（金）まで

※令和8年2月13日（金）午後5時必着とする。

(2) 質疑方法：電子メール

※4の(1)に記載する電子メールアドレス宛に提出すること。

(3) 質疑様式等：様式は任意とするが、次の点に留意すること。

ア 件名は「宮津市庁舎移転集約に関する執務環境整備及び移転支援業務等に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日時：質問後すみやかに回答する。ただし、令和8年2月17日（火）午後5時を最終回答の日時とする。

(5) 回答方法：質問への回答は宮津市ホームページに掲載し、個別には回答しない。

(<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/1/28845.html>)

5. 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加申込書

イ 企画提案書 ※6の(2)に記載する作成方法によること。

ウ 価格提案書（見積書）（消費税及び地方消費税を含む）

※任意様式とする。宮津市長宛で作成し、代表者印を押印の上、封入封印すること。また、「宮津市庁舎移転集約に関する執務環境整備及び移転支援業務等委託仕様書」の3.業務内容の項番（丸数字）順に見積内訳書を作成し同封すること。

エ 宮津市税の滞納がないことの証明

オ 消費税及び地方消費税の納税証明

※エ及びオについては、発行日から3か月以内のもの。コピー可。

※エ及びオについて、共同提案を行う場合は全ての構成員について添付すること。

カ 共同提案する場合は、以下の書類を添付すること。

(ア) 共同企業者届出書兼委任状 (様式 2)

(イ) 共同企業体協定書 (様式 3)

(ウ) 使用印鑑届 (様式 4)

キ 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての法人について添付すること。

(ア) 法人登記簿謄本 ※発行日から 3 か月以内のもの。コピー可。

(イ) 法人定款

ク 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。なお、共同企業体で参加する場合は構成員全ての任意団体について添付すること。

(ア) 団体の規約

(イ) 役員一覧

(2) 企画提案書の作成方法

本業務において求める企画提案書は、「宮津市庁舎移転集約に関する執務環境整備及び移転支援業務等委託仕様書」の目的及び業務内容等を十分理解した上で、以下の表の項番順に内容を記載して作成すること。

企画提案書は、任意様式で表紙を除いて A4 サイズ片面 20 枚以内とし、プレゼンテーションで利用できるファイル形式で作成すること。

No.	項目	内容
1	業務実施体制等	・法人の概要 ・業務体制 ・業務分担 ・業務工程
2	類似業務実績	・オフィスレイアウト設計の実績 ・働き方改革、意識醸成支援業務の実績 ・文書量調査等業務の実績 ・引越計画等策定業務の実績
3	執務環境（ワークプレイス）および現況調査 ①現地調査等による執務環境および現状レイアウトの把握 ②現状レイアウト図の作成 ③現状物品・什器の個別把握および新庁舎への流用判定 ④保存文書量の実測調査（Fm換算等）および新庁舎での収納量等に基づく削減目標の設定 ⑤その他、現況把握に付随する要件整理等	・項目別の調査や実施手法、おおよその業務日数、創意工夫等
4	働き方（ワークスタイル）改革および意識醸成支援 ①働き方や職員の意識に関する調査（アンケート調査等） ②働き方改革や職員の意識改革、新庁舎での働き方の浸透に向けた研修、視察、ワークショップ等の企画・実施 ③窓口改革および DX 推進に伴う業務最適化（BPR）に向けたアドバイザー支援 ④その他、ソフト面の変革に付随する要件整理等	・項目別の調査や実施手法、おおよその業務日数、創意工夫等

5	レイアウト検討資料の提示および詳細設計業務 ※なお詳細設計業務は、既に事業者決定している建築側設計事業者が示すレイアウトに対する助言・指導及び詳細配置に係る調整などを想定 ①関連部署に対するワークスタイル等のヒアリングおよび個別要件定義 ②行政側の意思決定および建築設計への反映を目的とした、専門的知見に基づく「レイアウト検討資料（素案）」等の提示 ③確定した建築設計図面を基にした、座席割・什器配置・詳細動線等を確定させる「詳細レイアウト設計図」の作成 ④新規什器等の調達に伴う入札仕様書（案）の作成および最終的な既存物品流用リストの策定支援	・項目別の実施手法、おおよその業務日数、創意工夫等
6	プロジェクト推進および設計反映への支援 ①本プロジェクトの全体進行管理（PM 支援）および定例会議等への出席 ②建築設計側に対するレイアウト意図の説明、および設計図書への反映に向けた技術的な連絡調整支援 ③本プロジェクトにおける検討事項に対する、専門的見地（有識者・学識経験者等）からの助言・提案	・項目別の実施手法、おおよその業務日数、創意工夫等
7	移転計画策定支援 ①移転全体工程表（案）の策定 ②移転作業に伴うナンバリング図面および物品移動リストの作成 ③職員向け移転作業マニュアルの作成および説明の実施 ④その他、円滑な移転完遂に向けた実務支援	・項目別の実施手法、おおよその業務日数、創意工夫等
8	上記3～7の各項目以外の独自提案	・宮津市庁舎整備基本計画に関連する執務改善及び移転集約に向けた支援業務へ波及させる観点での独自提案項目

(3) 提出部数

11部（正本1部、副本10部）

(4) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宮津市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6. 評価方法等

- (1) 評価基準 別表「評価基準表」のとおり
 - (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
ア 日時・場所：別途、宮津市ホームページに掲示する。
(<https://www.city.miyazu.kyoto.jp/soshiki/1/28845.html>)
※なお、提案事業者ごとのプレゼンテーション等の時間は、応募締切後に、参加申込書に記載の担当者へ電子メールにて通知する。
イ 参加人数：3名以内
ウ 方法：提案事業者ごとに対面方式
エ 所要時間：提案者からの説明20分、質疑20分
※プレゼンテーションは、企画提案書を使用して説明すること。
 - (3) 評価方法
企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について、7の(1)に記載する評価基準に基づいて評価する。
 - (4) 候補者の選定方法
ア 失格者を除いた者の内、7の(3)の評価の結果、各評価項目の評価点を合計した総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。
 - (5) その他
次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。
ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
イ 本募集要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
ウ 価格提案書の金額が2の(4)の委託上限額を超える場合
エ 宮津市の示す仕様を満たさない提案を行った場合
オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
カ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合
7. 選定結果の通知
候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。なお、選定結果に関する異議は認めない。
8. 契約手続
- (1) 契約交渉の相手方に選定された候補者と宮津市との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。
 - (2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第123条各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
 - (3) 契約代金の支払いについては、精算払いとする。
 - (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。
9. その他
- (1) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
 - (2) 企画提案書及び価格提案書について、1者につき1提案に限る。

- (3) 参加申込書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、宮津市から指示があった場合を除く。
- (4) 参加申込書を提出した後、宮津市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(別表)

評価基準表

No.	評価項目	配点	係数	評価の着目点
1	業務実施体制等 ・法人の概要 ・業務体制 ・業務分担 ・業務工程	5点	×1	・本業務を遂行するに際し、十分な業務実施体制が構築されているか。 ・法令遵守、個人情報保護、守秘義務等について確実性・信頼性があるか。 ・全体の業務工程は適切か。
2	類似業務実績 ・オフィスレイアウト設計の実績 ・働き方改革、意識醸成支援業務の実績 ・文書量調査等業務の実績 ・引越計画等策定業務の実績	5点	×1	・本業務の類似業務について十分な実績を有しているか。 ・本業務を遂行するに際し、経験、ネットワーク等を活かした効果が期待できるか。
3	執務環境（ワークプレイス）および現況調査 ①現地調査等による執務環境および現状レイアウトの把握 ②現状レイアウト図の作成 ③現状物品・什器の個別把握および新庁舎への流用判定 ④保存文書量の実測調査（Fm換算等）および新庁舎での収納量等に基づく削減目標の設定 ⑤その他、現況把握に付随する要件整理等	5点	×3	・調査や実施する内容や手法は、具体的かつ効率的か。おおよその業務日数は全体工程と整合が図られているか。 また、創意工夫はあるか。 ・調査や実施する各項目は、論理的に関係性が整理され、業務成果は明確であるか。
4	働き方（ワークスタイル）改革および意識醸成支援 ①働き方や職員の意識に関する調査（アンケート調査等） ②働き方改革や職員の意識改革、新庁舎での働き方の浸透に向けた研修、視察、ワークショップ等の企画・実施 ③窓口改革およびDX推進に伴う業務最適化（BPR）に向けたアドバイザー支援 ④その他、ソフト面の変革に付随する要件整理等	5点	×3	・調査や実施する内容や手法は、具体的かつ効率的か。おおよその業務日数は全体工程と整合が図られているか。 また、創意工夫はあるか。 ・調査や実施する各項目は、論理的に関係性が整理され、業務成果は明確であるか。

5	レイアウト検討資料の提示および詳細設計業務 ※なお詳細設計業務は、既に事業者決定している 建築側設計事業者が示すレイアウトに対する 助言・指導及び詳細配置に係る調整などを想定 ①関連部署に対するワークスタイル等のヒアリングおよび個別要件定義 ②行政側の意思決定および建築設計への反映を 目的とした、専門的知見に基づく「レイアウト検討資料（素案）」等の提示 ③確定した建築設計図面を基にした、座席割・什器配置・詳細動線等を確定させる「詳細レイアウト設計図」の作成 ④新規什器等の調達に伴う入札仕様書（案）の作成および最終的な既存物品流用リストの策定支援	5 点	×	3	・実施する内容や手法は、具体的かつ効率的か。おおよその業務日数は全体工程と整合が図られているか。 また、創意工夫はあるか。 ・実施する各項目は、論理的に関係性が整理され、業務成果は明確であるか。
6	プロジェクト推進および設計反映への支援 ①本プロジェクトの全体進行管理（PM支援）および定例会議等への出席 ②建築設計側に対するレイアウト意図の説明、および設計図書への反映に向けた技術的な連絡調整支援 ③本プロジェクトにおける検討事項に対する、専門的見地（有識者・学識経験者等）からの助言・提案	5 点	×	3	・実施する内容や手法は、具体的かつ効率的か。おおよその業務日数は全体工程と整合が図られているか。 また、創意工夫はあるか。 ・実施する各項目は、論理的に関係性が整理され、業務成果は明確であるか。
7	移転計画策定支援 ①移転全体工程表（案）の策定 ②移転作業に伴うナンバリング図面および物品移動リストの作成 ③職員向け移転作業マニュアルの作成および説明の実施 ④その他、円滑な移転完遂に向けた実務支援	5 点	×	3	・実施する内容や手法は、具体的かつ効率的か。おおよその業務日数は全体工程と整合が図られているか。 また、創意工夫はあるか。 ・実施する各項目は、論理的に関係性が整理され、業務成果は明確であるか。
8	上記 3～7 の各評価項目以外の検討調査に係る独自提案	5 点	×	2	・宮津市庁舎整備基本計画に関連する執務改善及び移転集約に向けた支援業務へ波及させる観点において、独自提案は、有用性がある内容となっているか。
9	価格評価	5 点			・適正な見積額が示され、委託上限額の範囲内か。 （満点 5 点×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格）
合計		100点			

(評価の基準)

- 5 点 優れている
- 4 点 やや優れている
- 3 点 標準
- 2 点 やや劣っている
- 1 点 劣っている

スケジュール	
2月5日(木)	募集要項等の配布開始 質疑受付開始(電子メール)
2月13日(金) 午後5時必着	質疑締切り
2月17日(火)	質疑最終回答期日(市ホームページ)
2月18日(水)	応募書類の受付開始(持参又は郵送)
2月24日(火) 午後5時必着	応募書類の受付締切り
3月2日(月)	プレゼンテーション等の実施 選定結果の通知 契約手続

水 道 企 業

《告 示》

宮津市上下水道告示第3号

宮津市下水道排水設備指定工事業から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業に関する規程(令和2年水管規程第3号)第16条の規定により告示する。

令和8年2月16日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

指定番号 宮下水道指定第120号

(1) 名 称 株式会社ガスネット

(2) 所 在 地 宮津市字鶴賀2078番地

(3) 代 表 者 (変更前) 代表取締役 橋本 雅之

(変更後) 代表取締役 森脇 豊

* * *

宮津市上下水道告示第4号

宮津市指定給水装置工事業者の指定を更新したので、宮津市指定給水装置工事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条第2号の規定により告示する。

令和8年2月19日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市指定給水装置工事業者

指定番号	名称	所在地	代表者	指定の有効期限
宮水道指定第 S21143号	株式会社野村設備工業所	京丹後市網野町小浜156番地	代表取締役 野村 厚吏	令和13年2月18日
宮水道指定第 S21145号	株式会社ガスネット	宮津市字鶴賀2078番地	代表取締役 森脇 豊	令和13年3月25日

教 育 委 員 会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第2号

令和8年第2回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 16 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 8 年 2 月 20 日（金）午前 9 時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

* * *

宮津市教育委員会告示第 3 号

令和 8 年第 3 回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 19 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 8 年 2 月 25 日（水）午前 9 時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

* * *

宮津市教育委員会告示第 4 号

令和 8 年第 4 回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 27 日

宮津市教育委員会
教育長 山 本 雅 弘

- 1 日 時 令和 8 年 3 月 5 日（水）午前 9 時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4 階応接会議室）

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第 17 号

令和 8 年 1 月 27 日付け宮津市選挙管理委員会告示第 10 号で告示した令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の時刻は 10 分繰り上げ午後 8 時 50 分とする。

令和 8 年 2 月 8 日

宮津市選挙管理委員会
委員長 稲 垣 成 光

農 業 委 員 会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第 2 号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 2 月 13 日

宮津市農業委員会
会 長 関 野 掲 司

- 1 日 時 令和 8 年 2 月 13 日（金） 午前 9 時 30 分
- 2 場 所 宮津市中央公民館 大会議室

3 議 題

- 議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可について
- 議案第 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について
- 議案第 6 号 非農地証明交付申請の承認について
- 議案第 7 号 再生利用が困難な農地に係る非農地判断について
- 議案第 8 号 農用地利用集積等促進計画の策定に係る要請について